

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫小牧市立明野小学校 令和5年（2023年）年6月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの友達と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中のSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

### いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめ防止対策委員会にて、いじめに該当するか否か判断します。（定例会・臨時会）
- ・いじめの迅速な解消に向け、組織的に情報収集や対策を行います。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（3カ月を目安）。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校のいじめ防止対策委員会により判断します）。

- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策防止組織」を設置しています。

### 明野小学校 いじめ防止基本方針 の概要

○いじめの禁止～すべての児童が安心して学べるよう、保護者や地域、関係機関と連携しながら環境作りに努める。  
○いじめ未然防止～いじめを許さない、見逃さないを徹底する。【いじめ見逃しゼロ】  
○いじめ早期発見・早期解消～いじめアンケート調査、生活アンケート、子ども支援ツール「もっと」等により実態把握を行う。

### 明野小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

○いじめ防止対策委員会  
「いじめ」と思われる事案が発生した場合、状況を確認、いじめの認知や対策・対応を検討する。【校長・教頭・主幹教諭・指導長・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭】  
○子ども支援委員会  
全職員で児童の現状や指導の情報交換及び共通理解事項の確認をする。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

**令和5年度の明野小学校のいじめ対策組織担当は、教頭 工藤 倫です。**

**連絡先0144-57-5611（学校代表電話）**

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

**A1** いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

**A2** 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
（メール）	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
胆振教育局教育相談電話（電話）	0143-22-6594	



子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>

